

ID: 439

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市下水道条例 第18条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第196号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 前項の使用料は、納入通知書又は集金の方法及び口座振替の方法により毎月徴収するものとする。 3 使用料の納期は、毎月の末日とする。ただし、管理者がその必要があると認めた場合は、この限りでない。 4 使用料の始期は、排水設備工事検定日とする。 5 前項の規定にかかわらず、土木建築等に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、使用料の概算額を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたときに行うものとする。 【基準】 根拠条文及び第19条の規定による。 (使用料の算定方法) 第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、算出するものとする。 (1) 使用料の額は、別表第1に定めるところにより算出し、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2 月の中途において、使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している使用を再開したときの算定方法は、名寄市水道事業給水条例(平成18年名寄市条例第204号)の規定を準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日